

# 令和3年度 第1回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 令和3年10月6日(水) 10時00分～11時30分
- 2 開催場所 益城町役場 応接室
- 3 議案 第1号 熊本都市計画道路の変更(益城町決定)について
- 4 出席委員  
熊本大学教授  
熊本大学准教授  
益城町農業委員会会長  
益城町商工会会長  
益城町議会議長  
    〃 総務常任委員長  
    〃 建設経済常任委員長  
    〃 福祉常任委員長  
上益城地域振興局長  
御船警察署交通課長(代理出席)  
益城町区長会会長  
益城町婦人会会長  
柿本 竜治  
星野 裕司  
岩村 久雄  
住永 金司  
稲田 忠則  
中川 公則  
    榮 正敏  
吉村 建文  
石元 光弘  
大楠 弘幸  
坂井 博文  
富田 セツコ
- 5 出席職員  
町長  
土木審議監  
都市計画課長  
    〃 審議員兼都市計画係長  
    〃 都市計画係主査  
    〃 〃 主査  
    〃 〃 主査  
    〃 〃 主事  
街路課長  
    〃 工務係長  
    〃 〃 主査  
    〃 〃 主査  
    〃 〃 主事  
西村 博則  
持田 浩  
村上 康幸  
齊藤 計介  
後藤 誠次  
高木 理恵  
丸山 伸二  
桑原 孝太  
荒木 栄一  
鶴野 雅臣  
片岡 賢太郎  
森崎 真吾  
森野 幹大
- 6 開催形態 全部公開
- 7 傍聴者数 0名

## 【 開 会 】

事務局 皆様おはようございます。定刻となりましたので、只今より「令和3年度第1回益城町都市計画審議会」をはじめさせていただきます。進行を務めます都市計画課の高木と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、益城町長の西村からご挨拶申し上げます。

町長 皆様、おはようございます。本日はたいへんお忙しい中、益城町都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

コロナウイルスの蔓延により、様々な事業に影響が出ております。そのような中、蔓延防止が解除されました。町では来年1月から3回目のワクチン接種を予定しています。各治療薬の開発も進んでいるようで、力を合わせ取り組んで参ります。また、4日に岸田文雄氏が総理大臣に選出され岸田内閣が発足しました。熊本地震の際に、惣領の復興屋台村等の視察を一緒にさせていただきました。その視察の際に住民の話を一生懸命聞かれる姿に、優しさを感じました。コロナ、経済、外交、社会保障、子育て、エネルギー政策等、課題は山積ですが、今後の活躍にしっかりと期待したいと思います。

さて、震災から5年半が経過し、この間、道路インフラの復旧は概ね完了し、現在は復興まちづくり支援施設の建設が進んでおり、来年の1月末に完成予定、また、今後は役場庁舎、さらには中央公民館等を含む複合施設の建設を行うこととしています。

一方、主な都市計画事業としましては、木山地区の土地区画整理事業や、県道熊本高森線の拡幅事業、街路事業などが県の協力もいただきながら、進めているところです。

さて、本日は、「熊本都市計画道路の変更」に関するご審議をお願いしているところです。本案件は、平成30年7月に都市計画決定を行いました都市計画道路の内、惣領木山線、横町線、南北線において、事業実施段階で行う測量・詳細設計により高低差処理に必要な法面が発生したことや、橋梁幅が確定したことに伴い、その区域を都市計画道路の区域に追加するため、都市計画の変更を行うものです。

都市計画道路とは、将来の益城町の災害に強い幹線道路ネットワークを形成し、交通の円滑化や歩行者及び自転車の安全な交通空間を確保する、町の重要な骨格となる道路です。

令和2年3月に改定した都市計画マスタープランにおいても、都市づくりの目標として「幹線道路ネットワークと地域公共交通網の充実」が掲

げられており、今後のまちづくりにおいても、大変重要な都市計画の変更となると考えております。

結びになりますが、まちの将来像であります「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」の実現のため、更にはわくわくするような賑わいのある町づくりを進めるため、今後とも皆様のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。今日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。西村町長は他業務執行のため、これで退席させていただきます。

### 【西村町長退出】

事務局 冒頭にお話ししましたとおり、撮影や録音はここまでとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、委員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。なお、事前に委員の皆様にはご承諾を頂き益城町長より委嘱をさせていただいております。

議会議員の委員となります、町議会総務常任委員長中川委員でございます。

中川委員 よろしくお願ひします。

事務局 住民代表の委員として、区長会会長坂井委員でございます。

坂井委員 坂井です。行政区は木崎です。岩村農業委員会会長と同じ行政区です。よろしくお願ひします。

事務局 また、本日代理で出席いただいている委員を御紹介させていただきます。御船警察署長の代理といたしまして、御船警察署交通課長大楠様でございます。

大楠委員 大楠です。よろしくお願ひします。

事務局 次に、定足数について御報告します。本日、委員 12 名のうち 12 名の出席となります。よって、益城町都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規

定により、審議会を開催できる定員数に達しておりますことをご報告します。

続きまして慎重な議事とするため、各議案の審議に入る前に、次第4、議案書の事前説明をさせていただき、その後、次第5の議案審議をお願いしたいと思います。

それでは、益城町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、柿本会長に議事を進めていただきたいと思います。それでは宜しく申し上げます。

柿本会長 皆様おはようございます。本日の議案は、冒頭の町長の挨拶にありました熊本都市計画道路の変更となります。この都市計画道路は、挨拶にあったように、5年半前の熊本地震があり、その復興計画の中に位置付けられており、実際に事業実施にあたり変更するところが出てきたということになります。我々は、コロナの中、大変な状況にあります。大学もほとんどが遠隔事業やEラーニングとなり、学生が学校に来ることがほとんどない状況です。そのような中、学校の在り方が変わる、社会の在り方も変わる、復興計画も策定から5年経過しているので、本当はポストコロナを見ながら、どのようなまちづくりをする必要があるのか、もう一度考え直さないといけないところではありますが、実際に動いている事業となるので、これをいかに利用するかについて、皆さんの忌憚のないご意見を申し上げます。

それでは、先ほど事務局より説明がありましたとおり、始めに慎重な議事とするため、始めに議案の内容について事務局からの事前説明を受け、その後、議案の審議を行う流れで進めます。それでは、事務局から議案書の事前説明をお願いします。

#### 【事前説明】

桑原主事 あらためまして、おはようございます、都市計画課の桑原です。それでは、熊本都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

資料の4ページよりご説明させていただきます。まず初めに、都市計画道路についてご説明します。都市計画道路とは、都市計画法第11条第1項に規定される、都市の骨格を形成する重要な都市施設の1つであり、良好な都市環境と円滑な都市交通を実現するために、都市計画法に基づきあらかじめルートや幅員が定められている道路となります。次のページをお願いします。

次に、本町における都市計画道路の決定状況についてご説明します。平成30年7月に本都市計画審議会の答申を受け、益城東西線、南北線、第二南北線、横町線の4本の都市計画道路の決定を行っています。また、併せて現在熊本県の方で整備が進められている益城中央線、町道グランメッセ木山線を含む惣領木山線、旧役場庁舎前面道路でもある木山宮園線について、県決定の都市計画道路として決定されています。次のページをお願いします。

次に、都市計画道路の計画幅員についてご説明します。計画幅員については、今回の都市計画変更に係る3路線のみ抜粋しご説明します。惣領木山線、横町線については、幅員14mとなっており、片側3mの車道、0.5mの路肩、3.5mの自転車歩行者道という計画幅員となっています。南北線については、幅員12mとなっており、片側3mの車道、0.5mの路肩、2.5mの歩道という計画幅員になっています。次のページをお願いします。

次に、都市計画道路内の建築規制についてご説明します。建築規制については、大きく2つに分類されます。都市施設を定め整備していくためには、まず都市計画決定を行い、その後事業の認可を受けることとなります。第一段階として都市計画決定のみの都市施設である場合は、将来の事業の円滑な施行を確保する観点から、都市計画施設内において、建築物の建築をしようとする際は、都市計画法第53条の許可を受ける必要があります。具体の制限としましては、2階建て以下で地階を有しないことや、鉄筋コンクリート造は不可と言ったものになります。次のページをお願いします。

一方、都市計画決定後に事業認可がなされた都市施設においては、その区域内において建築等の行為を行おうとする場合は、都市計画法第65条により厳しい制限が行われます。原則的には都市計画事業の施行の障害となるおそれのあるかどうかの観点から施行者は判断を行うこととなり、都市計画法第53条許可の段階においては建築行為のみの制限であったものが、都市計画法第65条の制限下においては、建築行為に加え、工作物や土地の形質の変更等も含まれることとなります。次のページをお願いします。

次に、各種計画における位置づけについてご説明します。平成28年12月に策定した益城町復興計画においては、復興に向けたシンボルプロジェクトの中の日本の防災・減災をけん引する復興プロジェクトとして「災害に強い幹線道路ネットワーク」と位置付けられており、「安全性・利便性に配慮した幹線道路ネットワークが構築されている」という目標に対して「新たな土地利用にあわせた都市・補助幹線道路を整備する」

という実現化方策も掲げています。次のページをお願いします。

平成30年12月に策定した益城町総合計画においては、まちづくりの8つの大綱として、自然と調和した活力に満ちたまちづくり、新たな都市基盤の整備が掲げられており、それらを実現するための分野別施策において「災害時にも機能する安全安心な道路ネットワークの整備」として「町道東西線、南北線、第二南北線の新設及び町道横町線の拡幅整備」としてしています。次のページをお願いします。

令和2年3月に改定した益城町都市計画マスタープランにおいては、都市づくりの目標として「幹線道路ネットワークと地域公共交通網の充実」を掲げており、本町の将来土地利用の骨格的な考え方でもある「既成市街地北側での計画的な土地利用」を推進していくためにも重要な道路となっています。以上が議案第1号の事前説明となります。

柿本会長

ありがとうございました。ただいま事務局より議案の事前説明がありましたので、次第5の審議に入りたいと思います。本日の審議は議案第1号熊本都市計画道路の変更（益城町決定）についてです。この件に関しまして、事務局よりご説明をお願いします。

#### 【審議】

片岡主査

街路課工務係の片岡と申します、着座にて説明させていただきます。私の方からは、議案について詳細にご説明させていただきます。

13ページからご説明します。初めに計画書からご説明します。今回の変更対象路線が3路線になります。中身を説明しますと、惣領木山線、横町線、南北線の3路線の変更になりまして、位置に関しては、起点、終点、主な経過地を記載しております。区域の延長につきましては、惣領木山線は3,760m、横町線は650m、南北線は1,490mとなります。構造は全て地表式です。車線数は2車線、幅員は14mと12mとなります。交差点の数は、惣領木山線は幹線街路との平面交差が5箇所、横町線は幹線街路との平面交差が1箇所、南北線は幹線街路との平面交差が3箇所となります。

今回の変更内容は軽微なものになるため、当初の決定から計画書の変更はありません。上段に赤ちんちんで書いてますように、すべて変更ありません。次のページをお願いします。

次に、今回の変更理由について説明します。南北線は詳細測量設計の結果、縦横断計画により、詳細な道路構造等が決定したため、法面の区域を追加する都市計画変更を行います。惣領木山線は、詳細測量設計の

結果、道路構造令により惣領木山線の右折レーン増設が必要なことが分かったため、交差点改良に伴う拡幅部及び法面の区域を追加する都市計画変更を行います。横町線は、詳細測量設計の結果、道路橋示方書に基づき詳細に橋梁の設計をすると、車道幅員を確保した際の必要な橋梁幅が分かりました。また、橋梁に添架する電線共同溝の詳細設計も完了したため、橋梁の構造上必要な幅及び添架物を含めた幅へ都市計画区域を変更します。

当初の都市計画決定は概略設計に基づくものであることから、一様の幅員にて決定しておりました。3路線すべてにおいて、その後の詳細設計が完了したため幅員の区域変更が必要になったといった理由になります。次のページをお願いします。

こちらの赤色で着色しています3路線が、今回変更対象となります惣領木山線、南北線、横町線の位置になります。まずは南北線の変更内容について詳細を説明します。南北線の変更対象となる範囲はこちらの緑丸の中が今回の変更対象箇所となります。次のページをお願いします。

こちらが標準となる断面図になります。当初は、概略設計で都市計画決定を行っており、道路構造令に基づく道路計画の幅員で上の断面図のとおり12m幅で都市計画決定を行っておりました。その後、詳細な測量の結果、道路の区域が明確になったため、今回下の断面図のように、道路保全施設として必要な法面の区域も含めた変更を行います。次のページをお願いします。

南北線の変更する範囲を示した平面図が左側の図になります。新旧対象図を拡大したものとなります。当初都市計画決定をしていた部分が薄い赤になりまして、今回法面部として追加になる部分が濃い赤で着色してある部分になります。右側が代表の断面図になります。切土の場合と盛土の場合で分かりやすいように高低差が大きい断面をピックアップしています。また、この断面の中で法面の終わりの部分を見て頂くと、法面の終わりの部分から余裕幅を取って都市計画決定の範囲としています。この余裕幅の考え方については次のスライドでご説明します。次のページをお願いします。

余裕幅は、九州地方整備局の基準に基づいて設定しております。こちらの図はその基準を引用したものとなります。左の切土区間における余裕幅の考え方は、法面の高さによって余裕幅が変わるような形になります。0m~1mの高さでは余裕幅0m~50cm、1m~3mの高さでは50cmから1.0mといった余を設けることとなっているため、この基準に基づいた形で都市計画決定の幅を決定することとなります。また、右の盛土区間

における余裕幅の考え方は、基本的に法尻にあたる部分に側溝が入りますので、その側溝から 30 cmの余裕を取ったラインを都市計画変更の幅を決定することとなります。次のページをお願いします。

続きまして、法面の発生理由についてご説明します。右の図が南北線の縦断図になります。赤色で寸法線を書いている範囲が今回の変更対象の範囲になります。縦断図の中を見て頂くと、黒色の細い線が現在の地盤の高さの線となります。また、細い赤色の線が概略設計時の縦断計画になります。太い赤のラインが詳細設計時の計画高さとなります。道路の高さを決めるにはコントロールポイントがあり、この道路の場合だとボックスカルバートから必要な離隔を取ったり、会社の進入路の高さをコントロールポイントにしたりして道路の高さを決めております。この決まった高さによって、切土や盛土の区間が決定し、法面の高さも決定しています。次のページをお願いします。

一つの目安として、地区計画で造成してある宮の台の分譲地との断面をピックアップしております。左の平面図の青い部分が宅地造成地になります。①の部分が南北線との乗入れ部になっています。右側に①の部分の断面を示しています。現在は現道に擦り付けてあるためスロープになっていますが、道路改良後は造成地と同じ高さになります。高さがフラットになります。②の断面は造成による盛土にてL型擁壁が設置してある状況です。今後、宅地化が進む際にはこのように乗入箇所が一か所となる面的整備が主な宅地化になることが想定されます。次のページをお願いします。

続きまして、詳細測量設計における路肩の整備方針についてご説明します。左の図の真ん中に緑のラインを入れておりますが、こちらは市街化区域と市街化調整区域の線引きラインとなります。都市計画道路は市街化区域と市街化調整区域にまたがった形での整備となることから、整備方針を分けております。市街化区域内は、すでに高度な都市的土地利用が図られており、限られた土地の有効利用や、その他の道路との整備バランスなどを考慮し、極力用地幅を広げない擁壁での整備を基本とします。市街化調整区域は、中心市街地周辺に広がる新住宅エリアとして、ゆとりのある住環境や良好な景観などを念頭においた整備とするため、法面による整備を基本とします。以上が道路の路肩の整備方針になります。次のページをお願いします。

次に惣領木山線の変更内容について説明します。変更対象となる範囲はこちらの緑丸の中の範囲となります。補足ですが、惣領木山線とは県道益城菊陽線と町道グランメッセ木山線を含めた市計画道路上での名前

となり、今回の変更対象は町道名でいいますとグランメッセ木山線の部分にあたります。次のページをお願いします。

こちらが変更範囲を拡大した図になります。南北線との交差点になることに伴って町道グランメッセ木山線に右折レーンの増設が必要になります。この部分が右折レーンの増設となります。次のページをお願いします。

断面図を見て頂くと、現在2レーンしかない道路を右折レーンの増設で3レーンにすることで道路幅が広がり、それに伴い法面の部分も追加するため、都市計画区域の幅が変わります。次のページをお願いします。

続いて、こちらが新旧対象図の拡大したものです。濃い赤で塗りつぶしてある部分が今回の追加区域になります。次のページをお願いします。

最後に横町線の変更内容について説明します。横町線の変更対象となる範囲は秋津川の緑丸の中が今回の変更対象箇所となります。

こちらが木山橋の詳細設計後の断面図になります。当初都市計画決定の際の道路幅は、オレンジ色で示しています 14mの幅でした。しかし、その14mの道路の有効幅員を確保しようとする、構造物の幅が  $14.8\text{m} + \alpha$  必要となります。 $\alpha$ は橋が曲線になっているので、断面ごとで幅が変わってくるものになります。さらに、橋梁の横に取付ける電線共同溝の幅が0.6mとなっていることから、それを含めた幅で都市計画道路幅の変更を行います。次のページをお願いします。

こちらが新旧対象の平面図になります。濃い赤で塗りつぶした範囲が区域を追加する部分となります。橋梁部の一部分についての幅員の変更となります。以上が各路線の変更内容となります。次のページをお願いします。

最後に、都市計画の策定の経緯概要について、手順に沿ってご説明します。

最初に、住民の皆様には都市計画の案について知っていただき、御意見を都市計画案に反映させるため、変更計画案の説明会を行います。今回の変更案は、軽微な変更にあたる案件となっており、コロナ禍での説明会開催が難しい状況であったことから、説明会は開催いたしていません。しかしながら、今回の都市計画の変更における利害関係人となる用地買収対象地権者の方には、個別に現地立会のもと、施工方法や道路区域が変更となることについてご説明しております。次のページをお願いします。

次に、公告縦覧となります。住民説明会終了後、熊本県と事前協議を行い、その後、都市計画法に基づく案の縦覧・公告と意見書の受付を行

います。なお、計画案の縦覧と意見書の提出を令和3年8月20日から9月2日まで行いました。こちらの縦覧者及び意見書は、ともに0件となります。なお、縦覧公告における資料等について、益城町ホームページにおいても掲載させていただきました。2週間の公開期間の間に、約300件のアクセスを頂いております。次のページをお願いします。

次に、本日の都市計画審議会となります。都市計画法に基づく公告縦覧の終了後、第三者からなる都市計画審議会により、都市計画を決める前にその案について調査・審議を行います。次のページをお願いします。

最後に、都市計画道路の都市計画決定となります。本日の都市計画審議会の審議を経て、異議ない旨の答申を頂きましたら、熊本県と都市計画法に基づく本協議を行います。協議が整いましたら、都市計画決定を行い、都市計画の種類、土地の区域、縦覧場所を告示します。これにより、今回の議案となる都市計画道路の変更が法的に効力を持つこととなります。

策定経緯の全体の流れと各手続きの予定時期となります。本審議で可決されましたら、今後は熊本県知事との本協議後、10月下旬に都市計画決定を予定しております。

最後に事業の進捗について説明します。赤色と黒色で路線の色が分かれています。赤色が都市計画決定後に事業認可を取得し、今現在道路の整備を進めている部分になります。右側の表に各路線の進捗を記載しております。上から説明しますと益城東西線(1~2工区)は用地進捗率4%、工事は未実施、東西線(3工区)は用地取得率70%、一部工事も実施中です。南北線は用地取得率0%、工事も未実施です。今回の都市計画道路の変更がされましたら用地取得を進めていきます。第二南北線は用地取得率17%、今年度より高森線近辺の一部の工事を行う予定です。横町線は用地取得率68%、工事は木山橋の工事を施工中で道路改良工事も一部実施中です。全体の用地取得率は20%となります。

以上が議案のご説明となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 【質疑応答】

柿本会長 ありがとうございます。それではただいまより審議の方に移りたいと思います。事務局から説明がありましたように、都市計画道路3路線の変更となります。南北線については、法面が必要になったことによる幅の変更。惣領木山線については、右折レーンの増設があることによる変更。横町線については、木山橋の詳細設計で電線共同溝を設置することに

よる幅の変更。以上、3つになります。どの案件からでも構いませんので、ご質問がある方はお願いします。

榮委員 町議の榮です。4-1の計画幅員についてお尋ねします。惣領木山線は3.5mの自転車歩行者道となっており、南北線は2.5mの歩道となっているが、自転車はどこを通行させるのでしょうか。また、路側線はセンターラインからいくつで引くのかお伺いします。

また、4-1の建築の具体的な制限・許可の条件について。鉄筋コンクリート造は不可とのことだが、平屋でも不可となるのでしょうか。また、地階を有しないということもあるが、アメリカなどではハリケーンなどに対して地階が有効な活躍をしているということを見てテレビなどで見るが、地球温暖化で日本の台風の被害もハリケーン級になってきていることを踏まえると、地階は水害については怖いですが、ハリケーンに対しては有効な手立てではないのでしょうか。鉄筋造も防災の観点から平屋で建築する人が多くなるのではないかと思うがいかがでしょうか。

柿本会長 事前説明の部分になりますが、事務局より補足説明をお願いします。

片岡主査 まず、惣領木山線、横町線、南北線の歩道と自転車道の幅員についてですが、自転車ネットワークというものを想定し、県道熊本高森線、益城菊陽線や町道グランメッセ木山線に関しましては、3.5mの幅員としており、益城東西線についても、木山の方から熊本市内方面に抜ける道路として、3.5mの幅員としています。一方、第二南北線と南北線は縦の路線のため、2.5mの幅員としております。自転車はどこを通るかと言いますと、車道を通ることになります。

榮委員 車道を通るなら路側線があるかと思いますが、路肩の間にどれくらいの幅があるのでしょうか。

森崎主査 街路課の森崎と申します。路側帯に関しては、路肩0.5mを中心として、両側7.5センチの計15cmの路側線が出てくることになります。

榮委員 0.5mの路肩があり、それは関係なしに  $0.5m + \alpha$  ということでしょうか。

森崎主査 0.5mのところは路側線の中心になります。

榮委員 自転車はその路側帯を通る形になるのでしょうか。

森崎主査 そのような形になります。今回の設計において、通常であれば側溝が車道にむき出しになっていますが、自転車が安全に交通できるように、暗渠型の側溝という構造にしており、グレーチングの分だけが道路に出てくる形にしています。

榮委員 路肩が0.5mということですが、自転車の方がまだ広いので、自転車の通行を考えると車との接触が怖いと感じます。内容については理解しました。

桑原主事 都市計画課の桑原です。ただいまの榮委員からのご質問についてお答えいたします。都市計画法53条の許可について、具体的な建築制限として、2階建て以下かつ地階を有しないこと、鉄筋コンクリート造は不可ということがございますが、制限の趣旨としましては、都市計画道路を決定するところは将来的に道路を施工するラインになりますので、基本的にはその事業を円滑に進めるという考えが根底にございます。当然、鉄筋コンクリート造は施工時に撤去する際の支障となりますので、地階を有しないということを含めて、事業を円滑に進めるという観点から建築制限を都市計画法上設けているということになります。

榮委員 今から道路がつくられるところに先に建築物を作られると、撤去の際の負担が多くなるということで理解しました。ただ、10年先にしか整備しない道路において建築をしないというのも難しいところと思います。

星野委員 詳細設計の中で変更されることは仕方ないというところですが、今後この様な変更がまた出てくるのでしょうか。それとも事業認可が終わったところの設計は全て変更が完了し、これから事業認可を行う黒い部分については、今後詳細設計を進めていくと変更が出てくるという理解でよろしいでしょうか。

片岡主査 黒い部分はまだ認可を取得しておりませんので、詳細設計も完了していないことから、あくまで今回は、詳細設計が完了した部分の都市計画変更となります。

星野委員 資料2のP34の赤い部分については、今回の変更により整備が進んでいくということによろしいでしょうか。

片岡主査 事業認可区域の内、南北線に関してはこちらで変更が完了となりますが、第二南北線と東西線1～2工区に関しては、これから図面の変更が出てくる箇所がございます。また、交差点改良の部分の詳細設計が固まっていない部分があることから、次回変更したいと考えています。

稲田委員 委員の稲田です。今回の変更につきまして、今回の変更に係る地権者に関してはすでに個別に説明をしているということで説明がありましたが、地権者の方たちの前向きな意見と言いますか、どのような意見があったのかお聞かせ願えればと思います。

片岡主査 立会をしている中で反対意見は特になく、境界立会の段階における説明となりますので、その時点では境界に反対という意見はいただいておりません。

稲田委員 やはりこういう計画をする場合、地権者の協力なくしては実現できないこともあり、境界立会の中では反対意見はなかったということなので、これをしっかりとした形で進めていただき、協力を得ながら進めていただければと思います。

中川委員 中川です。事業の進捗についてお伺いしたいと思います。右の表に各路線の用地取得率の記載がありますが、これはあくまで今回の変更をする前の用地取得率ということであり、今回の追加買収によりパーセンテージがある程度下がるのではないかと考えておりますが、数字には影響ないという理解で良いでしょうか。買収している分について新たに追加買収となるという理解で良いでしょうか。

片岡主査 今回、南北線の施工にあたり、法面の買収を行うこととなりますが、南北線について、用地取得率は0%なので、追加で買収が必要ということにはなりません。

中川委員 今回変更する区域を追加で買収を行うのでしょうか。

片岡主査 法面部も含めて一括して買収していくことになります。

柿本会長 一点確認です。南北線は法面で進めていくということでしたが、5-3の説明において、市街化区域は擁壁、市街化調整区域は法面での施工というご説明でしたが、事前説明 P9 の中で復興計画の中で新市街地エリアとして整備していくということも町としては考えられている中で、将来的に市街化していこうとなった時に法面のままの整備となるのか、それとも市街化区域に編入した際は擁壁にしてしまうのか、そのあたりはどのような考え方になりますでしょうか。新市街地エリアにすると謳いつつ、今は市街化調整区域なので法面で進めるということで、そのあたりの整合はどうなのでしょう。

また、法面での施工とすることで、新市街地エリアを宅地化する際にはアクセスが大変になると思いますが、宅地を上げるのか、街区道路を別途整備していくのでしょうか。法面ができ段差ができてしまうことになり、土地利用が難しくなると思いますが、どのように考えているかお伺いします。

持田審議監 柿本会長のご質問にお答えします。現在の市街化区域につきましては、5年前の熊本地震でも弱点として、人口が密集しており、都市構造的に広い道路がないという課題がありました。既に高度な土地利用がされていることから、そこにあわせて街路を入れていくには土地利用に影響がないように擁壁とするというを基本としています。それに対して黄色の部分については、都市計画マスタープランや総合計画に基づいて、将来的には市街化区域になる可能性がある区域ですので、そういった施策を打って参ります。しかし、基本的には、現在の市街化区域に隣接する市街地となるので、現在の市街地よりもゆとりを持った住環境を基本的な考えとし、基本的な考えは法面で整備をしていくとしています。会長からもご指摘のとおり、将来的な土地利用方針との整合はどうするのかということもございしますが、それに対しては、例えば地区計画を策定する際に新たに街区道路を作る等の対応を考えていくことになると思います。基本的な考えとしては、市街化区域については、現在の土地利用に影響が極力ないような街路の構造、市街化調整区域については、ゆとりのある市街地を街路によって誘導していこうということで法面としています。

柿本会長 街路道路等を整備しながら土地利用を図ることで理解しました。その他、質問ありませんか。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

柿本会長 貴重なご意見ありがとうございました。都市計画道路 3 路線の変更について、特段の意見はなかったかと思しますので、原案通り答申してよろしいでしょうか。

【異議なし】

柿本会長 ありがとうございました。それでは議案第 1 号「熊本都市計画道路の変更」につきましては、異議なしとして、答申させていただきます。

【その他】

柿本会長 最後に、次第 6「その他」とありますので、事務局から何かありますでしょうか。

後藤主査 (立地適正化計画について資料に基づき説明)

柿本会長 ありがとうございました。只今ご説明がありました立地適正化計画について質問はございませんでしょうか。基本的には町の既存の市街化区域内で災害のリスクの高いところを除いたところに居住を誘導していきましょうということとなります。ただし、新市街地エリアには町の独自区域として居住想定区域を設定していくという考え方になっています。こういう事業を進めながら、震災からの復興事業の効果を十分に発揮させようという計画になっているかと思えます。ご質問ございませんでしょうか。

富田委員 説明を一生懸命聞いていました。ただ、せっかく都市計画の変更について自宅までご説明に来ていただき大変ありがたく、職員さんに丁寧にご説明いただき、内容の理解もでき、質問もできる形で時間を取っていただいております。こういう立派な益城町の計画であるにも関わらず、説明を追っかけてもう一度読もうとすると次のページに行ってしまうので、もう少し頭の中に入れて上で説明を聞きたいなと思えます。もう少し説明の仕方を工夫していただきたいと思えます。計画内容についても委員として意見をしたいと思えますので、説明の仕方も変えていただきたいなと思えます。益城町はどこで復興が進んでいるのかなということがあまりわからず、言い方は悪いですが、これをつくじって、あれもつくじただけというように、視察に来ていただいた際も見せられる場所がないと思えますし、こういった計画についても、私たちが説明ができるような説

明にさせていただきたいなと思います。

柿本会長 分かりました。少し説明の中身が多すぎるのかなと思います。説明の資料と手持ちの資料を分けて、ポイントだけ分かるように、パワーポイントは1スライド1分ぐらい出していないと読むのは難しいのかなと思います。細かな法律の部分は説明されてもなかなか分からないので、こういったことが進んでいく、この様になっていくといったところの概要の説明をいただければと思います。

柿本会長 その他、質問ありませんか。

【質疑なし】

柿本会長 ほかにご意見がなければ、報告は以上とさせていただきます。それでは以上をもちまして、本日予定しておりました内容は全て終了いたしました。本日、議決しました都市計画道路につきましては、町長あてに答申します。本日の意見に関しては、どうしていくかについては事務局の方で対応していただければと思います。委員の皆様には、委員会の円滑な運営にご協力いただきありがとうございました。これ以降は議事の進行を事務局にお返しします。

事務局 柿本会長におかれましては議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、貴重なご意見などいただきまして、ありがとうございました。ただいま、益城町長に対しまして答申を頂いたところでございます。これから、都市計画決定の手続きを行いたいと思います。それでは以上をもちまして、本日の益城町都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上